

2014 年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準 3	教員・教員組織 【自己評定 A】
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化
	教員構成の明確化
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	規程等に従った適切な教員人事
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施
	教育活動・研究活動等の業績の公表状況
	ファカルティ・ディベロップメント（F D）の実施状況と有効性
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	法科大学院においては、法曹養成教育を実現するため、求められる教員像および教員組織の編制方針は、設置基準及び法科大学院評価基準・規定により、明確に定められている。すなわち、教員は、①教育上の経歴・経験のほか、②理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、又は③理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を総合的に考慮され、担当する授業科目に対応させて、教育に必要な能力を授業科目毎に判定され、法科大学院の教員として求められる高度の教育能力があると認められる者が、専任教員として配置される。教員組織の編制方針は、① 専任教員が 12 人以上おり、かつ収容定員（入学定員に 3 を乗じた数）に対し学生 15 人に専任教員 1 人以上の割合を確保していること、② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること、③ 5 年以上の実務経験を有する専任教員が 2 割以上であること、④ 専任教員の半数以上は教授であること、とされる。 本研究科の入学定員は 2014 年現在 40 人で収容定員は 120 人であり、文科省の設置基準に従うと 12 人以上の専任教員が必要である。本研究科では、現在 14 人の教員が存在し、全員が教授であるが、その内分けは、研究者教員が 6 名、実務家教員が 8 名（特任教授 4 人を含む）である。もともと、平成 15 年文科省告示第 1 条、2 条により、特任教授 4 人のうち「みなし専任」と計算できる人数は 2 人なので、結局、必要最小限の 12 人の専任教員が存在していることになる。 また、同じく設置基準及び法科大学院評価基準・規定により、授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていることが要求されるほか、授業科目が体系的かつ適切に開設されていることが要求されている。本研究科は、小規模校であり、教員数も少ないことから、教務委員会、F D 委員会、科目別 F D 分科会において、教員の組織的な連携体制を取ることにも容易であり、それぞれに、教務主任、委員長、分科会長が存在している。
3-2	本研究科の法律基本科目における教員数は 11 人で、憲法、民法等 7 つの法律基本科目の必要人数を充足している。法令上必要とされる 5 年以上の実務経験の持つ実務家教員である教員は 8 人であるが、専任教員としてカウントされるのは 6 人である。教員 14 人の内 1 人は、女性教員である（7%）。教員 1 人当りの学生数は 5.1 人である（学生数 71 人）。年齢構成比率は、50-59 才は 3 人（21%）、60-69 才は 10 人（72%）、70 才以上 1 人（7%）。外国人数員 0 人（0%）。他学部の教員を兼任している教員は 25 人（専兼比率 57%）である（全教員数 44 名。内本学所属教員は 19 人）。 授業科目と担当教員の適合性、担当教員の資格の明確化と適正配置は、そもそも、科目担当教員を採用する際に、3-1 で述べられた基準を考慮して採用されるため、十分に実現できている。年齢構成が高いため、若手の教員の補充に配慮する。ジェンダーバランスをより高める必要がある。
3-3	本研究科における人事は、人事計画に基づいて行われ、適切かつ計画的に補充人事が行われている。教員の募集・採用にあたっては、選考基準の内規を定め、それに沿って適切に選考・審査が行なわれている。専任教員の適格性の審査においては、教員採用時に教員選考委員会が組織され、この選考委員会が、「選考基準」に基づき、研究業績、教育業績、実務業績、人格及び教育上の見識等をもとに厳格に審査を行った上で候補者を選定し、教授会に諮って決定している。
3-4	教員の資質の向上を図るための方策として、まず、専任教員については、毎年、教育上又は実務上の業績について報告を求め

	ている。さらに、全教員で組織される FD 委員会を設置し、FD 委員会においては、教員に授業内容、方法について報告させた後、内容の検討を行い、効果のある内容は、個々の授業に参考とするよう要請される。FD 委員会は、平成 25 年度は 3 回実施された。これとは別に、公法系、民事系、刑事系の科目別 FD 分科会も設置され、さらに細かく授業方法や試験問題のあり方等について検討される。また、学生による授業評価のアンケートを前期・後期に各一回実施し、教員は全員、それに対するコメントを要求される。さらに、教員相互による授業参観を前期・後期に各一回実施し、教員相互で授業についてフィードバックし合うことにより、授業方法の改善につなげることが望まれている。以上のことは、全て、毎年 FD 活動年次報告書にまとめられ、公表される。
3-5	教員組織の適切性の検証は、本研究科では自己点検評価の検討を行う総務委員会で行われる。外部には、5 年に 1 度、日弁連法務研究財団による認証評価を受けている。また、毎年、文科省中教審WGに教員組織等の妥当性を報告し、検証を受けている。

【効果が上がっている事項】

3-1	日弁連法務研究財団による認証評価において、適合判定を受けた。
3-2	編制方針に沿った教員組織が整備されており、教員の科目別配置も適切で、バランスが取れている。
3-3	優れた人材の採用が可能となっている。
3-4	FD 活動を通じて、授業の質の向上が図られるようになってきている。
3-5	認証評価で適合判定を受けたほか、中教審WGには毎年報告を行い、組織の検証を受けている。

【改善すべき事項】

3-1	法科大学院として求める教員像および教員組織の編成方針を定める必要がある。
3-2	
3-3	
3-4	FD 活動に、非常勤講師の参加ができていない。
3-5	大学による検証としては、自己点検評価委員会に報告することになるが、検証プロセスとしては本研究科と十分な連携がなかった。

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

設置基準及び法科大学院評価基準・規定、2012 年認証評価書、文科省告示、FD 委員会内規、科目別 FD 分科会内規、FD 活動年次報告書、法務研究科教員選考基準及び教員選考手続きに関する内規
--

《指標データ》

大学基礎データ（表 2）全学の教員組織

データ集（表 5）教員組織における実務家教員の占める割合（専門職大学院に限定）

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	3-3 2015 年度以降の学生募集を停止したため、必要な科目を担当する教員を確保することが課題になることが想定される。閉科に至るまで、設置基準を必ず維持しなければならず、専任教員の要件について文科省とも相談するが、大学全体、特に法学部との連携を図りつつ、必要な科目の担当教員を確保する。	必要な教員の確保。	→					
14 年度 目標	3-1 教員組織の編成方針を検討する。	編成方針を定める。	→	A				
	3-3 2014 年度末に 3 名の教員の定年退職を迎えるが、必要な科目担当の教員を確保する。できれば、当該教員の担当継続を実現したい。	必要な教員の確保。	→	A				
	3-4 FD 活動に、非常勤教員の参加を図る。	FD 科目別分科会に、非常勤教員が参加する。	→	C				